

# 慶弔見舞金規程

社会福祉法人ともえ会

第1条 職員の慶弔見舞金は、本規程の定めるところによる。

第2条 職員の慶事に対しては、本人の届出により次のとおり祝金を支給する。

- |           |     |         |
|-----------|-----|---------|
| (1) 結婚の場合 |     | 30,000円 |
| (2) 出産の場合 | 本人  | 10,000円 |
|           | 配偶者 | 10,000円 |

第3条 職員の弔事に対しては、次のとおり弔意金を支給する。

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 業務上死亡した場合               | 30,000円 |
| (2) 前号以外で死亡した場合             | 20,000円 |
| (3) その他は、別表1の弔慰金支給表により支給する。 |         |

第4条 職員が入院し、その期間が連続30日以上に及んだときには、次のとおり見舞金を支給する。

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1) 業務上の傷病の場合 | 10,000円 |
| (2) 業務外の傷病の場合 | 5,000円  |

第5条 職員の天災事変等不慮の災害に対しては、見舞金を支給する。尚、見舞金の額は、事情を考慮して、その都度理事長が決定する。

第6条 慶弔見舞金は理事長が事情を考慮して必要と認めた場合は、第2条から第4条の規定にかかわらず、支給額を増減することができる。

第7条 この規程を変更する場合は、あらかじめ職員の代表者の意見を聴いて、理事会が決定する。

附則 この規程は、昭和62年10月1日から給与規程より分離して施行する。

附則 この変更規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 弔慰金支給表

死 亡 し た 者		弔 慰 金
配 偶 者		20,000円
血 族 ・ 姻 族	1 親 等 の 直 系 尊 属 ( 父 母 )	10,000円
	同 卑 属 ( 子 )	10,000円
血 族	2 親 等 の 直 系 尊 属 ( 祖 父 母 )	5,000円
	同 卑 属 ( 孫 )	5,000円
	2 親 等 の 傍 系 者 ( 兄 弟 姉 妹 )	5,000円
そ の 他 の 同 居 親 族		5,000円

備考 生計を一つにする姻族の場合においては、血族に準ずる。